

別表（第2関係）

事業名	機械導入支援
事業内容	有機農業等の取組を拡大する農業者を対象として、拡大する際に必要な機械や堆肥の散布に必要な機械の購入に要する経費の一部を補助する。
事業実施主体	<p>次に掲げる要件を全て満たす県内の農業者とする。</p> <p>1 次の（1）から（4）のいずれかに該当する者。 なお、ここでいう「県認証」とは、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱の第2の規定による認証をいう。</p> <p>（1）令和5年1月1日から令和6年3月31日までに有機JAS認証の認証継続確認書等を交付されることが確実に見込まれる者で、認証対象農産物の作付面積を、前回の年次調査時（年次調査が初回の者にあつては、認証取得時。）から次のaからcの区分に応じて増加させる者。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 土地利用型作物（水稲、大豆、麦等） 30a以上 b 園芸作物（露地野菜、果樹等） 10a以上 c 園芸作物（施設園芸等） 3a以上</p> <p>（2）令和5年1月1日から令和6年3月31日までに有機JAS認証を取得した者又は取得することが確実に見込まれる者で、認証対象農産物の作付面積が、上記（1）のaからcの区分のいずれかに該当する者。</p> <p>（3）次のアからエの全てに該当する者。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに県認証を取得した者。 イ アの県認証の次作の県認証取得に向けて、令和4年2月16日から令和4年12月31日までに県認証の認証申請を行った者。 ウ 令和5年1月1日から令和6年3月31日までに県認証を取得することが確実に見込まれる者。 エ イの県認証取得の際、認証対象農産物の作付面積を、アの県認証取得時よりも上記（1）のaからcの区分に応じて増加させる者。</p> <p>（4）次のアからウの全てに該当する者。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 県認証の新規取得に向けて、令和4年2月16日から令和4年12月31日までに県認証の認証申請を行った者。 イ 令和5年1月1日から令和6年3月31日までに県認証を取得することが確実に見込まれる者。 ウ 認証対象農産物の作付面積が、上記（1）のaからcの区分のいずれかに該当する者。</p> <p>2 暴力団又は暴力団員等でない者 3 県税に未納がない者。</p>
補助対象経費	<p>次のいずれかに該当する農業機械の導入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。</p> <p>1 生産拡大や軽労化につながる機械、器具 2 堆肥の施用に関する機械</p>
補助率	1／2以内（上限額1件あたり2,000千円）
事業対象期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
事業の重要な変更	事業量又は事業費の30%を超える増減